

社協からのお知らせ

歳末たすけあい見舞金の受付
が始まります。

歳末たすけあい見舞金を受ける
には申請書の提出が必要です。
(代理申請可)



歳末たすけあい見舞金を申請できる方

※ 裏面の申請条件を確認願います。

申請の受付期間

受付期間：令和6年11月15日（金）から
令和6年12月10日（火）まで

※土・日・祝日は除きます

見舞金の支給決定

見舞金の支給決定者には、12月末日までに見舞金を直接お届けします。

申請条件に該当しなかった方には、通知文でお知らせいたします。

歳末たすけあい見舞金を申請できる方

陸別町に居住し、世帯等全員の町民税が非課税であり、下記のいずれかの条件に該当する世帯。

ただし、生活保護受給世帯及び福祉（医療）施設などの入所（入院）者世帯は申請対象外となります。

（※世帯等には、世帯分離していても同居している方を含みます）

申請できる条件	提出書類
(1) 義務教育終了までの子を療育している、ひとり親世帯	・ 申請書 ・ 課税状況照会委任状 ・ ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
(2) 両親とも不在である、義務教育終了までの子を養育している世帯	・ 申請書 ・ 課税状況照会委任状 ・ ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
(3) 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯	・ 申請書 ・ 課税状況照会委任状 ・ 左記の手帳の写し
(4) 要介護認定3・4・5の方がいる世帯	・ 申請書 ・ 課税状況照会委任状 ・ 介護保険証の写し

申請書類及び問い合わせ先

申請書及び課税状況照会委任状は、陸別町社会福祉協議会の窓口に備えてあります。

代理申請も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

陸別町社会福祉協議会

電話（0156）27-2760

午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日除く）